

各、總轄區處し得ることとし、以て軍政の處理を敎活ならしむると共に、相當廣範圍の現地處理權を與へたり。

右期間に於ける軍政施策はマライ軍政に於て述べたる所の如し。

ニスマトラ軍政の分離

昭和十八年に入るや全般の戰況は我に有利ならずしてスマトラ防衛の要益も増大せるのみならず、民政の實施及物資取得上より見るも尙一段と軍政の滲透を期するの必要あるに拘らずシンガポールより海を隔つる指揮は總ての點に於て不便且不徹底の點多きを以てマライとスマトラとを分離し第二十五軍はスマトラに前進してスマトラの防衛及軍政に専念せしむることとし、四月十九日附を以てマライ・スマトラ兩軍政監部の編成行はれたり、即ち從來の軍政監部本部員は概ね之を折半して一はマライに殘留し一はスマトラに移駐し五月一日を期してスマトラ軍政監部の活動を見るに至れり。

スマトラ軍政は左の根本方針の下、從來の経緯を斷ちて新なる發足をな

せり

(一) スマトラに在る人的・物的一切の要素を擧げて其の能率を最大限に發揮せしめ之を戦争完勝の爲給集運用す

(二) 軍政の意圖を防衛直接協力・民心把握・治安対策・重要國防資源の取得及現地自治に指向す

三、軍政機構

(一) 本部機構

本部はブキテンギ（舊ホルデゴック）に置き總務部其の他各部を編成し努めて機構の簡素化を行ひたり

(二) 地方機構

左の十州に區分し各州の區域は概ね戦前と同一なるも従來リオ州たりしリオ群島及附近島嶼はシンカポール特別市に編入せられたり

アチユ州

東海岸州